

特定建設作業に係る規制基準

種類に対応する規制基準（騒音）				
騒音の 大きさ	夜間又は深夜 作業の禁止	一日の作業 時間の制限	作業時間の 制 限	日曜日、その他の 休日の作業禁止
85 デ シ ベ ル	第1号区域 午後7時から翌日 の午前7時まで	第1号区域 1日10時間以内	同一場所において 連続6日間以内	日曜日、その他の 休日
	第2号区域 午後10時から翌 日の午前6時まで	第2号区域 1日14時間以内		

- ・第1号区域：第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域並びに第4種区域で、
(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院、患者を収容する施設を有する診療所、
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲、80メートル以内の区域
- ・第2号区域：第4種区域（第1号区域に含まれるものを除く）

種類に対応する規制基準（振動）				
振動の 大きさ	夜間又は深夜 作業の禁止	一日の作業 時間の制限	作業時間の 制 限	日曜日、その他の 休日の作業禁止
75 デ シ ベ ル	第1号区域 午後7時から翌日 の午前7時まで	第1号区域 1日10時間以内	同一場所において 連続6日間以内	日曜日、その他の 休日
	第2号区域 午後10時から翌 日の午前6時まで	第2号区域 1日14時間以内		

- ・第1号区域：第1種区域、第2種区域の工業地域以外の区域。
工業地域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院、患者を収容する施設を有する診療所、
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲、80メートル以内の区域
- ・第2号区域：工業地域（第1号区域に含まれるものを除く）